



裁 決

請求人	足 田 哲 也
同代理人	津 田 玄 児
同代理人	福 島 晃
同代理人	荒 井 文 昭
処分者	東京都教育委員会
同代表者委員長	木 村 孟
同代理人	松 崎 勝
同代理人	矢 崎 善 朗
同代理人	波 多 尚 人

主 文

請求人が平成16年4月23日付けでした審査請求を棄却する。

事 案 の 概 要

1 請求人の請求

処分者が平成16年2月23日付けで請求人に対してした分限免職処分（以下「本件分限処分」という。）を取り消す。

2 処分の内容

処分者は、平成16年2月23日付けで東京都小平市立小平第五中学校（以下「小平五中」という。）教諭であった請求人に対し、地方公務員法（以下「地公法」という。）第28条第1項第3号により本件分限処分を行った。

本件分限処分の理由は、次のとおりであった。

請求人は、「平成10年4月上旬ころ、東京都小平市立小平第五中学校理科室及び理科準備室などにギター、ステレオ、スピーカー、アンプ、古タイヤ等の大量の私物を持ち込み、校長から平成14年4月30日、5月7日、5月20日、9月5日、10月ころ、平成15年3月4日、5月29日、9月18日に、私物を整理・撤去するよう指導を受け、さらに12月16日、私物を整理・撤去するよう職務命令を受けたに



もかかわらず、命令に従わず、そのまま放置した。

また、平成14年6月17日から平成15年3月25日までの151日間、通勤届とは異なる自動車通勤を無届で行い、同年8月5日、9月20日、10月23日、10月25日の4回にわたって同校職員室において校長から口頭及び文書で是正を命令されたにもかかわらず従わなかった。

また、平成15年3月1日午後0時30分ころ、同校理科室において、禁止している缶ジュースを持っていた同校ソフトテニス部男子生徒の左ほおを右手のこぶしで3回殴り、同生徒を床に倒し、靴をはいた足で同生徒の顔の右側を1分程度踏みつけた。

また、同年5月5日、山梨県南都留郡山中湖村で行われたソフトテニス選手権大会に生徒を参加させた際、午前9時45分ころ、テニスコートサイドにおいて、試合に負けた同校ソフトテニス部男子生徒の両ほおを両手の平手で10回以上たたくとともに、右足を同生徒の頭上で振り回した後、左肩及び左側頭部をけるなどの体罰を行った。

また、同年6月18日午後4時ころ、同生徒に対して、同教諭から体罰及び暴力を受けていないという内容の確認書を渡し、同生徒及び同生徒の保護者に署名するよう要求した。

また、本件体罰及び暴力について校長から4回にわたり事情聴取に応じるよう命令されたにもかかわらず、これに従わず拒否した。

また、同年6月20日小平市教育委員会で、及び8月27日都教育委員会で行われた事情聴取において、同生徒に対する体罰及び暴力は行っていないなど虚偽の発言を行った。

これらのことは、教員としての適格性を欠くものである。」

争 点

本件の争点は、以下の2点である。

- ① 請求人は教育公務員として適格性を欠くものであるか。
- ② 本件分限処分は、法令の適用を誤ったものか。

1 教育公務員としての適格性について

(1) 理科室等への私物持込み

[請求人の主張]

理科室等にあった「私物」といわれる物は、純然たる私物ではなく、授業に利用

する教材、授業に対する生徒の関心を引き出すための道具等であって、生徒指導上必要不可欠のものであった。

また、父親の病気や体罰事件の新聞報道への対応のため、校長から、撤去について猶予を認めてもらっていた。

その後、校長、教頭の立会いのもとでほとんど撤去し、残った少量物品は、同僚の希望で残したもので、請求人が寄付したものと扱われている。

[処分者の主張]

請求人は、前任校においても理科室への私物持込みについて保護者から指摘されながら、小平五中着任早々、理科室等に多量の私物を持ち込み、再三にわたり、校長から整理・撤去の指導、職務命令を受けたにもかかわらず、従わなかった。

教育とは、教師と生徒との人格的ふれあいを基本とするものである以上、「公私のケジメ」は絶対に守らなければならない原則である。

なお、私物撤去は完了しておらず、残置物を寄付として扱った事実はない。

(2) 許可を受けない自動車通勤

[請求人の主張]

自動車通勤は、同居の父親が病気のために目が離せない状況となり、容態が急変しても駆けつけることが可能な態勢を整える必要に迫られたので、校長に通勤届の変更を届け出たものである。規定上、「特別の事情」に該当すれば、許可を要せず、自動車通勤が許されているというべきである。

[処分者の主張]

請求人は、平成14年6月17日から平成15年3月25日までの間、通勤届と異なる自動車通勤を無届で行い、再三にわたって、校長から職務命令として是正を命じられていたにもかかわらず、これに従わなかった。

なお、「特別の事情」に該当するか否かは、校長が判断（許可）するものである。

(3) 体罰並びに被害生徒及び保護者への確認書提出依頼

ア 第1理科室における体罰事件

[請求人の主張]

両手に大量のプリントを持っていたので殴ることはできないし、顔を踏みつけたのも一瞬のことである。ただし、体罰に当たることを否定するものではなく、請求人が受けた研修により、認識を改め、反省している。

[処分者の主張]

平成15年3月1日、理科室において、禁止している缶ジュースを持っていたソフトテニス部男子生徒（以下「生徒A」という。）の左ほおをこぶしで3回殴り、床に倒し、靴を履いた足で同生徒の顔の右側を1分間踏みつける異常な体罰



を行った。

イ ソフトテニス大会における体罰事件

[請求人の主張]

事実関係については概ね認め、体罰であることを認める。

ただし、請求人は、研修の成果により、体罰に対する認識を深めており、分限事由としては消滅している。

[処分者の主張]

平成15年5月5日、山梨県で行われたソフトテニス選手権大会に生徒を参加させた際に、テニスコートサイドで、試合に負けた男子生徒（以下「生徒B」という。）の両ほおを平手で10回以上たたくとともに、右足を同生徒の頭上で振り回した後、左肩、左側頭部をけった。

ウ 被害生徒及び保護者に対する確認書提出依頼

[請求人の主張]

生徒Bの保護者が体罰について好意的な態度を示してくれ、校長からのパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）も始まったので、「確認書のサンプル」を手渡したものである。

体罰を行ってしまったことについての正当な処分（懲戒処分）は受ける覚悟であるが、研修により請求人の認識が改まっており、確認書についても、謝罪したことにより、同生徒及びその両親から宥恕されているので、分限事由は消滅している。

[処分者の主張]

平成15年6月18日、生徒Bに対し、体罰を受けていないという内容の確認書を渡し、同生徒及び同生徒の保護者の署名を要求した。

以上から、請求人は、真実は体罰を行っているにもかかわらず、生徒に確認書を渡し、保護者も巻き込んだ偽装工作さえ行っており、その職に必要な適格性を欠くものである。

(4) 事情聴取の拒否及び虚偽発言

ア 校長による事情聴取の拒否

[請求人の主張]

請求人は、校長からパワハラの対象として狙い撃ちされており、事情聴取に応じたらどんな処分をされるかとの怯えを抱き、第三者の立会いも拒否されたため、命令に応じなかったものである。

[処分者の主張]

請求人は、校長から、平成15年5月16日、19日、27日に、上記5月5



日の体罰の有無について事情聴取を行うため、校長室に来るよう職務命令を受けたにもかかわらず、これに従わなかった。

なお、校長は、当然の対処をなしていたに過ぎないのであり、パワハラ的主張は失当である。

イ 事情聴取における虚偽発言

[請求人の主張]

虚偽発言を行ったことは事実であるが、請求人を処分させようとする校長の行動への恐怖心から、結局言い逃れをしてしまったものである。

[処分者の主張]

平成15年6月20日に行われた小平市教育委員会（以下「市教委」という。）の事情聴取、8月27日に行われた東京都教育委員会（以下「都教委」という。）の事情聴取において、上記体罰について、事実を否認する虚偽の発言を行った。

2 分限処分の適用の違法性

[請求人の主張]

処分説明書に記載された事由の中に、事実の認定に誤りがあるだけでなく、体罰等の事由については、市教委の研修を受け、その成果が上がり、処分時点においては、「その職に必要な適格性を欠く場合」には該当していないことは明白であり、研修成果による不適格性の有無の判断を全く行わなかった本件分限処分は、法令を誤って適用したもので取り消されるべきである。

処分者の主張は、非違行為に対する応報刑としての懲戒処分の理由付けに他ならず、体罰事件に関して言えば、懲戒処分はやむを得ないとしても、戒告あるいは減給相当である。しかるに、校長による無謀な命令への反発を職務命令違反ととらえて、これと合わせ技で「不適格」の烙印を押し、罪刑法定主義の制限下であり、免職処分まで発動できない懲戒処分は用いず、分限処分を利用して、気に食わない教職員を免職にまで追い込むことは、分限処分の悪用である。

[処分者の主張]

処分説明書に記載されている請求人の一連の行為を「相互に有機的に関連付けて評価」（最高裁平成16年3月25日判決、大曲郵便局事件）した場合、請求人には、教育公務員として必須の要件である「正直さ」「謙虚さ」「公私のケジメ」という点等において、重大な欠落があり、教育公務員としての適格性に問題ありと判断し、本件分限処分をしたものである。

請求人は、懲戒処分をもって対処すべきであると主張するが、請求人の問題行動は、決して偶発的ないし一過性のものとは評価できない。

また、研修により、教員としての適格性が回復されたとの評価をすることはできな



かった。

理 由

1 認定事実

(1) 請求人の経歴

請求人は、昭和55年4月1日、東京都公立学校教員に採用され、練馬区立中村中学校教諭、東久留米市立西中学校（以下「東久留米西中」という。）教諭を経て、平成10年4月1日から、小平五中教諭として勤務し、平成16年2月23日に本件分限処分を受けた。

(2) 理科室等への私物持込み

ア 請求人は、平成10年の春休み期間中に、業者に依頼し2トントラック2台を使って、段ボール箱約200個の荷物を前任校である東久留米西中から小平五中に運び、校舎非常階段から同校特別棟2階にある第2理科室及び第2理科準備室に搬入した（乙第4号証及び第24号証並びに大島証人の証言）。

理科の教科は第1分野（物理・化学）及び第2分野（生物・地学）に分かれており、第1分野に関わる教材は主に第1理科室に、第2分野に関わる教材は第2理科室にあり、実験を行う授業の場合には、それぞれの理科室を使用していた。

同校の理科教員は3名であり、当時、請求人のほかに■■■■教諭（以下「■■■■教諭」という。）と■■■■教諭（以下「■■■■教諭」という。）がおり、両理科室及び理科準備室は理科教員3名が共同して使用していた。

搬入当時、第2理科準備室にうず高く重ねられていた段ボール箱は、その後次第に開けられ、乱雑になっていった。

■■■■教諭は平成12年度の1年生担当となったため、平成12年の春休み期間中に、新入生の授業のために教室環境を整備する目的で、■■■■教諭とともに、請求人が第2理科室に置いていた私物の一部を第2理科準備室に運び込んだ。

平成14年2月以降、請求人は、同校文化祭（けやき祭）の時にアンプ類、コード類、スピーカー類を、また、スキーの板やブーツ等を、第1理科室や第1理科準備室に持ち込んだり、非常階段に置いたりした（■■■■証人の証言）。

当時の■■■■校長（平成13年度まで在籍）は、請求人に対し、段ボールは見えないように片付けること、きちんと整理することを指導し、■■■■教頭（平成13年度まで在籍）も口頭で注意していた（乙第24号証及び請求人の証言）。

イ 平成14年4月1日、小平五中に着任した澤川菊雄校長（以下「澤川校長」という。）及び岡崎美昭教頭（以下「岡崎教頭」という。）は、校内を巡視した際に、



第1理科室及び第2理科室に請求人の持ち込んだ多くの荷物が積み上げられ、両理科準備室は足の踏み場もないほど雑然としていることを確認した。請求人の私物は、上記部屋のほか、第1視聴覚室、体育館付設の軒下にある外倉庫（プレハブ）、非常階段などにも置かれていた（乙第4号証及び乙第10号証並びに澤川証人の証言）。

請求人が持ち込んだ私物は、段ボール箱に入った書類や品物が最も多く、そのほか音楽関係（ドラム、アンプ、スピーカー等）、成人・青年向け雑誌、おもちゃ、ぬいぐるみ、漫画本、靴、スキーブーツ、スキー板などであった（澤川証人の証言）。

同月24日、澤川校長は職員会議において、平成14年度の学校経営案を示したが、その中の「具体的な検討事項」として「学校は公共の場である。特別教室、準備室の整理整頓。」と書いた（甲第63号証）。

同月30日、澤川校長は、同年5月13日から学校公開週間が始まることから、請求人を校長室に呼び、5月の連休中に理科室及び理科準備室に放置した私物を撤去するよう指示した。

しかし、請求人が連休中に撤去しなかったため、5月7日、澤川校長は、職員室において請求人に対し、学校公開週間までに撤去するのが時間的に難しいようであれば、一時的に見苦しくない程度に整理するよう指示した。

同月13日、都教委管理主事の地区・学校訪問において、澤川校長は、請求人の私物の件について、管理主事に口頭で報告した。

同月20日、澤川校長は、自己申告書（当初申告）の面接の際に、請求人に対し、理科室及び理科準備室に置いてある私物の撤去について指示した。

同年7月1日、澤川校長は、市教委において、請求人の私物の件について市教委教育長に報告した。その際、同教育長は澤川校長に対し、すぐに対応するよう指示した。

同月19日、澤川校長は1学期最後の職員打合せにおいて、夏季休業中の勤務について話をする中で、準備室等の整理を行うよう指示した。しかし、請求人は、夏季休業期間中に私物の整理を行わなかった。

同年9月2日、1年生の保護者と名乗る匿名の電話があり、岡崎教頭が電話に出たところ、請求人が授業中に携帯電話を使用して通話を行っていることや、理科室及び理科準備室にいかがわしい雑誌を持ってきているとの訴えがあった。

同月4日、澤川校長は職員会議において、上記匿名電話の内容を全職員に話し、携帯電話の使用やいかがわしい物を持ち込むことは生徒、保護者等に疑義を抱かせることとなるので、厳に慎むよう注意を喚起し、思い当たる者は申し出るよう



にと話した。その際、請求人は、匿名電話は気に入らない、これはテロだ、テロを防ぐのが管理職の仕事だ、と述べた。

同月5日、澤川校長は、校長室において上記匿名電話の件について請求人に確認したところ、携帯電話については授業中に3回使用したことは認めたが、理科室及び理科準備室のいやらしい本については、清掃業者が窓拭きの時に見たのだろう、それが間違っただけで保護者に広まったのだろうと話した。その際、澤川校長は、私物の撤去を早急に行うことを指示したが、請求人は従わなかった。

同年10月、澤川校長は、自己申告書（中間申告）の面接の際に、請求人に対し、理科室及び理科準備室の私物を撤去するよう指示した。

同年11月21日、小平市教育委員及び市教委事務局職員は、小平五中の学校訪問を行った際、理科室及び理科準備室の状況を確認し、期限を設けて早急に対応するよう澤川校長に指示した。

平成15年3月4日、澤川校長は、自己申告書（最終申告）の面接の際に、請求人に対し、理科室及び理科準備室の私物の撤去を春休み中に行うよう指示したが、撤去は行われなかった。

ウ 同年4月30日、澤川校長は職員会議において学校経営方針を示し、その中で、学校環境の整備に関して特別教室及び準備室の整理を指示した。

同年5月29日、澤川校長は、自己申告書（当初申告）の面接の際に、請求人に対し、早急に理科室及び理科準備室の整理を行うよう指示したところ、請求人は、やろうと思っているのに校長が様々なことを仕掛けてくるのでできない、私にできる時間をくださいと述べた。

同年7月18日、澤川校長は、1学期最後の職員打合せにおいて、出席職員に対し、夏季休業中に準備室等の整理を行うよう指示した。

同年9月30日、澤川校長は、校長室において、請求人に対し、理科室及び理科準備室の整理を行うよう指示したところ、請求人は、わかっています、校長の出した報告書（体罰事件に関する事故報告書）のため忙しくなって夏休みも作業ができなかった、私は授業と部活動はしっかりやっています、それ以外の時間を使って整理しようとしています但し妨害しないでください、理科室のものは私物とありますが全部教材です、3年間で使うものです、去年と今年は1年担当だったので使わないものもありますが教材です、すぐにやれと言われてもできません、と述べたので、校長は、時間を見つけて早くやってくださいと指示した。

このころ、請求人は、後述する体罰事件の関係で、市教委から学校外における研修の命令を受け、同年10月6日から、市教委主催の研修に入った。そのため、小平五中として、新たに2名の理科の講師を採用することとなったが、2名の講

師は、理科室を使った授業を行いたいとの強い要望を持っていた。

同年10月11日、岡崎教頭は、上記講師らの要望に沿うため、理科室の整理を急ぐ必要があると考え、理科室を見に行った。その際に、平成14年9月の匿名電話のことも念頭にあったので、生徒に悪い影響があってはまずいと考え、段ボールの中からいくつかの成人雑誌を表に出し、デジタルカメラで撮影した後に、成人雑誌を1つの段ボールにまとめて、校長室の目のつかないところにしまった。

平成15年10月下旬、稲葉秀哉市教委学校教育部理事（以下「稲葉理事」という。）は、澤川校長に対し、私物に関する事故報告書を作成・提出するよう指示した。

同月25日、岡崎教頭は、第1理科室及び理科準備室、第2理科室及び理科準備室、視聴覚室、屋外及び倉庫等に置かれていた請求人の私物について、デジタルカメラで多数の写真を撮影した。その際に、岡崎教頭は、教材として使うものは1割から2割程度であるとの印象を持った。

同月29日、澤川校長は、市教委教育長に対し、私物に関する服務事故報告書を提出した。澤川校長の上記報告書に基づき、市教委が都教委に提出した服務事故報告書によると、請求人の私物の状況は別紙私物目録のとおりである。

（以上、乙第10号証並びに澤川証人及び岡崎証人の証言）

エ 平成15年12月12日、澤川校長及び岡崎教頭は、事前に小平警察署の了解を得た上で、同署において体罰事件に関する事情聴取を受けていた請求人に対し、私物を撤去する職務命令を同月16日に発する予定であることを通告した。その際、請求人は、わかりましたと答えた。

同月16日、澤川校長及び岡崎教頭は、小平市立大沼公民館において、研修中の請求人に対し、第1理科室及び理科準備室、第2理科室及び理科準備室並びに暗室にある私物を同月26日から平成16年1月5日までの期間内に校外に搬出すること、その他の場所の私物は平成16年2月29日までに搬出することなどを命ずる内容の職務命令書を手渡した。

その際、請求人は、澤川校長に対し、12月12日に小平警察署の取調べ中に校長らが職務命令の通告をしたことについて、小平警察署の警察官が「こんなことっておかしいよね。」と請求人に伝えたと述べた。このことについて、澤川校長は納得がいかず、翌17日に小平警察署の加藤少年係長に電話で問い合わせたところ、同係長は、自らも他の署員も、上記のような発言をしていないと述べた。

平成16年1月5日、請求人は澤川校長立会いの下で、第1理科室及び第2理科室等の私物の撤去を行ったため、両理科室については3学期からの授業に支障はなくなった。しかし、すべての私物を撤去したわけではなく、理科室の私物の



一部が第2理科準備室に運び込まれていた。

(以上、乙第3号証及び10号証並びに澤川証人及び岡崎証人の証言)

オ 平成16年2月22日(日)、請求人は、業者に依頼しトラックを使用して、澤川校長及び岡崎教頭立会いの下、残りの私物の撤去作業を行った。同日の昼ごろ、請求人は職員室において、たまたま部活動の指導のために出勤していた[redacted]教諭に対し、私物を全部撤去しろと言われているが、使える教材は幾つか残しているかと尋ねた。これに対し、[redacted]教諭は、自分としては全部撤去されても支障がないが、困る教員もいるかと思うと答えた。

同日午後3時ころ、[redacted]教諭は澤川校長から、請求人が理科室の私物を片付けたので理科担当として見てほしいと言われ、理科室に赴いた。[redacted]教諭が、第1理科室に入ったところ、部屋の隅に、アンプ、スピーカー、キーボードなど(以下「アンプ類」という。)が残されていた。[redacted]教諭は、アンプ類について撤去してほしいと思っていたので、請求人に対し、これは持って帰らないのかという趣旨の発言を行った。このとき、[redacted]教諭と請求人の間に立っていた澤川校長が、[redacted]教諭の発言にかぶせるように、持って帰ってもらえるんですかと請求人に尋ねた。請求人は、同月29日には引き取りますと答え、澤川校長はそれを了承した。

また、この日、アンプ類の他に、校舎北側の物置の横にスキー板、自転車、看板のような物、非常口の2階踊り場にスキー靴、体育館脇のテニス部が使用していた倉庫の中にマネキン人形や外用のライトが残された。

その後、請求人は、上記残りの私物を撤去していない。また、アンプ類は、岡崎教頭が第2理科準備室に移動した。

(以上、[redacted]証人、澤川証人及び岡崎証人の証言)

カ 都教委事情聴取の際の請求人の発言

平成16年1月16日、請求人は、都教委の事情聴取を受けた際、持ち込んだ私物について、「持ち込まれた私物の中には、教育課程の実施で使うつもりでしたが、全く使わなかったものもあります。男性用雑誌については、性教育推進のため、教員内の資料にしました。」と述べた。

また、澤川校長の指導を受けたにもかかわらず、私物を撤去しなかった理由として、「教材として使うものがほとんどなんです」と言ったときに、校長先生から「そんなことはないだろう」と言われたり、その他いろいろなことがあり、反発の気持ちがあったからです。自分の都合と、校長先生からよく思われていないという気持ちからです。また、自分の整理する力があまりにもないからです。」と述べた。

(以上、乙第24号証)

(3) 請求人の自動車通勤

ア 小平市立学校教職員服務規程（平成12年教委訓令第4号。以下「服務規程」という。）第11条は、「教職員は、徒歩又は自転車若しくは公共交通機関により通勤するものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。」と規定し、上記規程の事務処理に関して定めた「小平市立学校教職員服務規程の制定について」（平成12年3月31日付平教学指発第1517号。以下「服務通知」という。）は、上記「特別の事情」について、「身体障害者で自動車により通勤する必要がある場合、その他、真にやむを得ない事情がある場合とし、校長が許可する。」と定めている（乙第5号証の3及び4）。

イ 請求人は、平成10年4月に小平五中に赴任した当初は、当時の古賀校長から自動車通勤の許可を受け、自動車通勤を行っていた。

平成12年3月21日、市教委による自動車通勤原則禁止の指導により、請求人は、バス及び電車による通勤届を古賀校長に提出した。同通勤届には、「市教委星野理事に脅迫されたので試しに」と記載されていた。

請求人は、同年4月から1週間バス及び電車により通勤したが、その後、校長による自動車通勤の許可を得ることなく、バス及び電車による通勤手当を受け取りながら、自動車による通勤を続けた。

この当時、古賀校長が正式に自動車通勤を許可していた教員は5名おり、そのうち1名は身体障害者手帳の保有者であった。

(以上、乙第11号証及び澤川証人の証言)

ウ 平成14年4月に小平五中校長に就任した澤川校長は、春休み期間中に、請求人が自動車通勤をしており、校地内に駐車している事実を確認し、同月10日の職員会議において、服務の厳正について指示した。

このころ、澤川校長は、前任校長が自動車通勤を許可していた5名の教員のうち身体障害者手帳を保有する1名を除く4名について、自動車通勤を認める特別の事情にはないものと考え、公共交通機関を使った通勤への変更を指導していたが、その指導を円滑に進めるためにも、許可を受けずに自動車通勤を行っている請求人に対する是正指導が重要であると考えていた。

(以上、乙第11号証及び澤川証人の証言)

エ 当時、請求人は父親と2人暮らしであり、父親は、同年3月11日から同年4月12日まで医療法人社団青葉会新座病院にC型慢性肝炎の治療のため入院し、その後も通院治療を受けていた（甲第3号証～第5号証）。

同年7月5日、請求人は、自動車による通勤届と父親の介護の必要性を記した



理由書を、さらに同月9日、請求人の父親の診断書及び介護認定証を校長に提示した。澤川校長は、それらの書類を受け取り、請求人の自動車通勤の許可について、市教委と協議することを伝えた。

同月11日、請求人の父親が小平五中を訪問し、澤川校長及び岡崎教頭と面談した。岡崎教頭は、父親の訪問について請求人に伝えたが、請求人は立ち会わなかった。父親は、表敬訪問で来たと述べ、自らの体の具合、請求人との家庭生活などを話した。面談の中で、父親から、請求人の自動車通勤を認めてほしいとの直接的な要望はなかったが、1人で家にいる時間が長いのはとても寂しいし、心もとない、請求人に長く家にいてもらいたいなどの話があり、そのために勤務時間が短くて済む学校への異動や自動車通勤が話題となった。

同月15日、澤川校長及び岡崎教頭は、請求人から提出された上記書類を市教委に持参し、松井克彦学校教育部長、稲葉理事らと協議した結果、提出された資料だけでは自動車通勤の必然性は認められないと判断した。

同月17日、澤川校長は、校長室において請求人に対し、自動車通勤の必要性は認められないことを伝えた。このとき、請求人は、親父が病気だということがわかってくれなかったのか、校長が言ったとおりにやったのにできなかったのは校長の力不足だ、前回の変更は星野（市教委理事）に強迫されて書いたものだなどと述べたので、澤川校長は、車でなければならぬ必然性を示せばよい、そういう書類を持ってくれば市教委に行って協議すると答えた。

同年8月5日、澤川校長は、校長室で請求人に対し、請求人の自動車が校地内に駐車していることについて是正指導したが、請求人は、生徒が熱中症になった時に緊急対応できるように車を準備している、それも近いほうがいいので校地内に置いていると答えた。これに対し、澤川校長は、市教委との協議の結果自動車通勤を許可していないことを述べ、岡崎教頭立会いの下で、通勤届どおり通勤してください、車による通勤は認められません、これは職務命令です、と伝えた。請求人は、わかりましたと述べた。

（以上、乙第11号証並びに澤川証人及び岡崎証人の証言）

オ 同年9月20日、澤川校長は、校長室で請求人に対し、請求人が自動車通勤し校地外の駐車場に自動車を停めていることについて注意し、岡崎教頭立会いの下、自動車通勤の禁止について文書で職務命令を出すと伝えた。これに対し、請求人は、ちょっと待ってください、大変なことですからやめてください、こんなだまし討ちのようなやり方は拒否します、密室でこそこそやるのではなく、みんなの前でやってくださいと言ったので、澤川校長は職員室で職務命令を発することとしたが、請求人は、ふざけんじゃねえ、やめろ、俺は知らないぞなどと言って、

校長室を出て職員室の自席に戻った。澤川校長は、職員室の自席にいた請求人に対し職務命令書を読み上げようとしたが、請求人は、俺は聞かないぞなどと言って拒否し、耳をふさいで職員室の中を逃げ回った。さらに、澤川校長が、職務命令書を読み上げると、請求人は、やや大きい声で、あつやめろ、俺は知らないぞ、聞かないぞ、何のことを言ってるんだ、そんなガキのようなことはやめろ、と言いき、耳をふさぎながら職員室の中を歩き回った。

さらに、澤川校長が、職務命令書を受け取りなさいと言いき、請求人の机の上に置いたところ、請求人は、勝手に置くんじゃないなどと言いき、職務命令書を破って丸め、岡崎教頭のワイシャツの胸ポケットに押し込んだ。岡崎教頭は、丸められた職務命令書をそのまま請求人の机の上に戻すと、請求人は、知らねえや、そんなごみ置くなと言いき、丸まった職務命令書を岡崎教頭の机の上にセロハンテープで貼り付けた。澤川校長及び岡崎教頭は、なお職務命令書を受け取るよう説得したが、請求人は受け取らなかった。

(以上、乙第11号証並びに澤川証人及び請求人の証言)

カ 同月24日、澤川校長は、職員室にいた請求人に対し、自動車通勤の件に関し話し合いたい旨を伝えたが、請求人は、だまし討ちされるからもう校長室には行かない、ここで話せばいいだろう、周知の事実なんだから、と言った。同日、請求人は、岡崎教頭が自席で電話している最中に、教頭の机の上に自動車通勤への変更を求める文書を置いて帰った。

請求人は、この後同年10月10日まで、ほぼ毎日、同様の文書を岡崎教頭の机の上に置いて帰り、自動車通勤を続けた。

(以上、乙第11号証)

キ 同年10月1日昼間、澤川校長は、請求人の通勤経路を確認するため、小平五中から請求人の自宅まで、届出どおりの経路で实地踏査を行ったところ、所要時間は約75分であった(澤川証人の証言)。

ク 同年10月7日から、澤川校長及び岡崎教頭は、デジタルカメラで、同校北側の駐車場に駐車している請求人の自動車の撮影を始めた。以後、平成15年3月25日までのうち計54日間上記駐車場に駐車しているところを撮影した。また、平成15年2月27日には、校地内に駐車しているところを撮影した。

(以上、乙第11号証)

ケ 平成14年10月9日、請求人の父親が小平五中を訪問し、澤川校長及び岡崎教頭と面談した。澤川校長は、請求人に立会いを求めたが、請求人は、俺には関係ねえ、と言って立ち会わなかった。父親が、小平市の職員の中には車通勤を認められている者がいるが俺は認められていない、公平でなければおかしいと述べ



たので、岡崎教頭が、請求人の車通勤を認めてほしいという話で見えられたのですかと問い直したところ、父親は、いや、そういうわけじゃないんだと答えた。このとき、父親が政治家の名前を挙げて話題にしたことについて、岡崎教頭は、その言葉の裏に脅しのようなものを感じた。

(以上、澤川証人及び岡崎証人の証言)

コ 同月10日、澤川校長は、職員室にいた請求人に対し、自動車通勤が認められるまでは車で来てはいけないと指導したところ、請求人は、他に車で来ている人がいるのに不公平だ、私をいじめていると発言したので、校長は、いじめではない、市教委と協議して通勤届に沿って対応していると指導した。

同月15日、澤川校長が、職員室にいた請求人に対し、その日の朝、請求人が駐車場に駐車しているところをポラロイドカメラで撮影した写真を見せながら、自動車通勤の中止を指導したところ、請求人は、肖像権のこともあるしこれは犯罪だ、隠し撮りみたいなことはやめなさい、と言い、写真を取り上げて両手で丸めた。澤川校長が近づくと、請求人は、来るな来るな、と言って自分の拳を校長の前に突き出し、その後、職員室から廊下に出て、大声で、おーい校長がこんな写真撮ってるんだぜ、と言い、生徒に写真を見せた。

同月16日朝、澤川校長は、請求人の自動車駐車してある駐車場で、請求人を指導したところ、請求人は、近くを歩いていた女子生徒に向かって大きな声で、おーい校長も教頭もばかなことをやっているよ、生徒の安全より車のことをガタガタ言っているよ、と言ったので、校長は、そんなことを言うと信用失墜行為に該当することを伝えた。さらに、請求人は、校庭に向かって生徒に大声で、おーい校長から何か話があるから集まれ、と言い、集まってきた4人の生徒に対して、校長と教頭が俺のことを脅迫している、こうやっていじめているんだ、などと言った。校長は、生徒を巻き込まないでください、校長室に来てください、と言ったが、請求人は従わなかった。

その後、澤川校長及び岡崎教頭は、同月21日、23日、25日に、請求人に対し、自動車通勤の中止について同様の指導を繰り返したが、請求人は、従わなかった。

(以上、乙第11号証)

サ 平成15年1月、澤川校長は、請求人に対し「通勤届内容変更願についての通知」を発した。同通知は、市教委と協議した結果、「自家用車による通勤の申請は認められない。」とし、その理由は、「遠隔の学校へ通勤するもので、他の交通機関によることが困難な場合」、「身体障害者で自動車により通勤する必要がある場合」に該当せず、請求人の父親の件についても、「4月に退院されてからは、毎日

午前中ご自身で新座病院に通院されており、食事の準備もご自身でされているとのことでした。それゆえ、貴職が公的交通機関を利用して通勤しても、父親の生活は成り立つと考えます。」と記載し、「その他、真にやむを得ない事情がある場合」にも該当しないというものであった（甲第65号証）。

シ 平成15年4月2日、請求人は、父親及び福島晃弁護士とともに校長室を訪れ、父親の病状の変化とそれに伴う請求人の自動車通勤の必要性について話した。その際、父親は、自らの病状が3月から悪化し、生活の自立が困難になったこと、都内に住む請求人の妹が米国に行くことになり、何かあったときに請求人以外頼るところがないということを述べ、校長に対し、請求人の自動車通勤を認めてもらいたいと明確に依頼した。

同月7日、請求人から、配達証明付郵便により、市教委及び澤川校長宛に、「通勤届内容変更の理由」という文書及び父親名義の「自家用自動車による通勤許可の件」という文書が届いた。

同日、澤川校長及び岡崎教頭は市教委を訪ね、稲葉理事らと請求人の自動車通勤について協議した結果、以前と状況が変化しているとの認識から、自動車通勤を認めるとの結論に至った。

同月17日、請求人から澤川校長に対し、通勤届、自家用自動車による通勤の許可願及び父親の診断書が提出された。

同年5月1日、澤川校長は、請求人から提出された上記通勤届を承認した。

（以上、甲第66号証及び乙第11号証並びに澤川証人の証言）

(4) 体罰並びに被害生徒及び保護者に対する確認書提出依頼

ア 第1理科室における体罰事件

平成15年3月1日(土)、朝から小平五中ソフトテニス部の男女生徒20名ないし25名が同校校庭で練習していたが、昼ころになり雨が降り出してきたので、同部顧問であった請求人は、生徒たちに対し、練習を中断して第1理科室で昼食をとった後、ソフトテニスのビデオを観るよう指示した。

同日午後0時30分ころ、他の生徒と一緒に昼食をとった生徒Aが、校外で購入した缶ジュースをほとんど飲み終えたときに、請求人が第1理科室に入ってきた。請求人は、生徒Aのそばまで足早に近づき、缶ジュースは禁止なのに、何でそんなもの持ってくるんだと大声で言った後、右手の拳で同生徒の左ほおを3回ほど殴り、同生徒を足払いにして床に倒し、倒れた同生徒の顔を靴を履いたまま約1分間踏みつけた。

請求人は、生徒Aの顔を踏みつけたまま、隠そうとしたらう、こそこそするなど言い、同生徒は顔を踏まれたまま、違います、と言ったが、請求人は、嘘つ



くな、と言った。

同月7日、岡崎教頭は、同校PTA役員から、上記体罰の件について連絡を受け自分のノートに記録したが、この時点で事件の調査等を行わなかった。

(以上、乙第9号証及び第23号証)

イ ソフトテニス大会における体罰事件

平成15年5月5日、請求人は、山梨県南都留郡山中湖村で開催されたワールドジュニアソフトテニス選手権第2回春季大会(以下「ソフトテニス大会」という。)において、他の生徒とペアを組んで試合に出ていた生徒Bに対し、前に出ろ、ポジションが悪い、などと指示を与えていた。また、試合中、カメラを地面に投げたり、フェンスを蹴ったり、うろろう歩いたりし、さらに、生徒Bのペアが負けて試合が終わってから、もう終わりだ、俺の時間を返せ、などと言った。

試合終了後、請求人は、生徒Bをテニスコートの端にあるフェンスの鉄柱部分にもたれかからせるように座らせ、同生徒と向かい合ってしゃがみこんだ。請求人は、これで全部終わったんだ、俺の時間を返せ、などと言いながら、右手の手のひらで同生徒の左ほお1回、続けて右手の甲で右ほおを1回叩いた。その後、右拳で左ほおを1回、続けて右手甲で右ほおを1回殴った。

その後、請求人は立ち上がり、座っていた生徒Bの太腿を数回蹴り、ストレッチだ、と言いながら、同生徒の両脚の間に自分の両脚を入れ、同生徒の脚を押し広げた。続いて、請求人は右足を振り上げ、同生徒のこめかみ付近を1回蹴った。さらに、請求人は座りなおし、右拳で同生徒の左ほおを2回殴り、右拳で同生徒の左目の目頭付近を1回殴った。

請求人によるこのときの体罰は約10分間にわたって行われ、生徒Bの顔を十数回殴った。生徒Bに目に見える傷はなかったが、顔の痺れ、痛みが2、3日間残った。

(以上、乙第7号証、第19号証及び第21号証)

ウ 生徒B保護者の学校での抗議

平成15年5月6日夕方、生徒Bの父親は、生徒Bから体罰の件について詳しく聞いた。生徒Bは、納得できない、部活に今後出ないと自らの気持ちを述べた。

同日午後6時30分ころ、生徒Bの父親は生徒Bを伴って小平五中に行き、職員室の前で請求人に会った。生徒Bの父親が、請求人に対し、生徒Bが殴られたことについて聞きたいと言ったところ、請求人は、突然大きな声で「何しに来た」、「殴ったよ、訴えたければ訴えろ」と怒鳴った。

このとき、岡崎教頭及び■■■■教諭が職員室から出てきて、■■■■教諭が、3人を隣の印刷室に案内した。請求人は、「アポも取らずにこんな時間になぜ来た。父親

の見舞いに病院に行かなければならなかったのに行けなくなった。」と怒鳴り、一人で印刷室に入って、持っていたテニスラケットを壁に投げつけた。生徒Bの父親は、こんな状態では冷静に話ができないと考え、結構です、と言ったところ、請求人は、「もういい。今日は(病院に)行かないことにしたから」と答えたので、生徒Bとともに印刷室に入った。

このとき、澤川校長は校長室で執務しており、請求人の怒鳴る声を聞いたが、来校者名や来校の事情についてはわからなかった。

生徒Bの父親が、殴った理由について尋ねると、請求人は、「はい、殴りました。殴った理由はない。わからない。理由が見つかったら後で知らせます。」と言った。生徒Bの父親が再度問いただすと、請求人は、「理由はない。殴ったことは謝る。」「殴ったことは申し訳ない。」と言った。生徒Bは、父親に何か言いたいことがあればと促されて、「日頃から練習中に怒鳴るのはなぜか。しばしば生徒を殴るのはなぜか。」と質問したところ、請求人は、「気合を入れるために怒鳴るんだ。」と答えた。

このときの話し合いの時間は約1時間であった。その後、請求人から、生徒Bの父親に対し、体罰に関しての謝罪は一切なかった。

後日、請求人から生徒Bの父親に対し、「教育委員会に呼ばれたが、体罰はなかったと言いつつ。校長は私を辞めさせようとしているから。」という話があった。

(以上、乙第19号証及び澤川証人の証言)

エ 校長による事実確認

平成15年5月7日、小平市内の教頭会に出席した岡崎教頭は、他校の教頭から、ソフトテニス大会で請求人による体罰があったことを聞き、翌8日の朝、澤川校長に、体罰があったこと、同月6日夕刻に請求人のところに来た来校者は生徒Bの父親と生徒Bであったことを報告した。

澤川校長は、すぐに生徒Bの父親に電話をかけ、事情を聞いたところ、生徒Bの父親は、ソフトテニス大会で生徒Bが請求人に17発殴られた、と言った。澤川校長は、事実を確認するために請求人を校長室に呼んだところ、請求人は、体罰はなかったと答えた。

同日夜、澤川校長及び岡崎教頭は生徒Bの自宅を訪れ、保護者に謝罪をした後、事情を聞いた。生徒Bの父親は、5月6日に学校で事情を聞いたときに、請求人は、体罰の事実を認め、謝罪をし、繰り返さない約束をしたので、大事にする、つまりマスコミにリークしたり、被害届を出す考えはないと述べた。

同月9日、岡崎教頭は給湯室で請求人に対し、校長の質問にノーコメントのままでは、自ら証言する機会を失ってしまうと、校長に事情を話すよう説得したが、

請求人は、かまわないと言い、さらに、教育委員会は自分呼び出す権利はないから違法行為となる、と述べた。

同月16日(金)、澤川校長及び岡崎教頭は、給湯室において請求人に対し、5月5日の件について聞かなければならないので、同月19日(月)1時間目に校長室に来るよう指示したが、請求人は、校長は根も葉もないことを勝手に作り、私を陥れようとしている、行く気はない、と答えた。校長が、これは職務命令です、と言うと、請求人は、職務命令なら教頭の机のところと言え、と答えたため、3人は職員室に移動した。請求人は校長に対し、ICレコーダーを使って録音する旨を伝え、職務命令を発するよう述べたので、校長は上記内容の職務命令を発した。すると請求人は、ICレコーダーに向かって、校長が発した職務命令が無効であり、校長が発した職務命令は拒否します、と言い、録音したICレコーダーを校長と教頭の前で振り回し、これが証拠だ、と言って自席に戻った。

同月19日、澤川校長は、職員室にいた請求人に対し、5月5日のソフトテニス大会で、生徒が請求人に殴られたという情報を得たので、校長として事実を確認する必要があるため、当日午後1時40分に校長室に来るよう、職務命令を発したが、請求人は、お断りします、などと述べた。この後、2回ほど校長室に来るよう命令したが、来なかったため、午後1時42分ころ、職務命令書を請求人の机の上に置いた。請求人は、お断りします、この命令を発したことで訴訟を起こしますよ、あなたを訴えますから、と言った。さらに、午後1時50分ころ、請求人は職員室から、校長室にいた教頭に対し内線電話で、1時40分に校長室に来いという文書を、1時45分にもらっても意味がないじゃないか、と言った。

同月27日、澤川校長が、職員室で請求人に対し、1時20分に校長室に来てください、と職務命令書を読み上げたところ、請求人は、そんな情報はありません、そういう事実はありませんので、ないという答えでお帰りください、と言った。校長は、請求人が文書を受け取らないので、請求人の机の上に置いた。同日午後1時20分、請求人は自席にいた教頭に対し、弁護士と相談した結果だが立会人を置かせてもらえるのなら校長室に行ってもいい、と述べた。

同月29日、岡崎教頭は職員室前の廊下で、請求人に対して、校長は請求人から話を聞くのに立会人を置くことは考えていない、教頭を立会人として、校長の職務として請求人に話を聞くつもりでいます、と言った。請求人は、明確な理由が示されていないのでお断りします、と言った。

同月30日、請求人は、職員室で、教頭に対して、校長との話合いに早くけりをつけて正常業務に戻りたい、私は私で弁護士を付けて、校長は校長で弁護士を付けて、教育委員会で話をするようにしてほしい、と言った。

結局、請求人は、ソフトテニス大会での体罰事件に関し、校長の事情聴取に応じることはなかった。

(以上、乙第7号証及び澤川証人の証言)

オ 生徒Bに対する確認書提出依頼

平成15年6月18日午後3時50分ころ、生徒Bがソフトテニス部の部活動の途中で、職員室にいた同部の顧問である[]教諭(以下「[]教諭」という。)に、帰ります、と言ったところ、[]教諭は、生徒Bを人気のないロビーに連れていき、請求人から殴られたことについてどう思うか、などと聞いた。

同日午後4時ころ、請求人は職務命令書のプリントなどを持ってロビーに現れ、生徒Bに見せながら、校長が俺を呼ぼうとしている、と言った。さらに、生徒Bに対し、これは弁護士に相談してこういうふうにしなさいと言われたのだけれど、と言いながら、確認書と書かれた文書(以下「本件確認書」という。)を手渡し、これを自分で書くなりワープロで打つなりして出してもらいたいと言った。

本件確認書は、「確認書 私(生徒Bの氏名)は、平成15年5月5日の山中湖村でのソフトテニス大会で、正田教諭から体罰・暴力を受けていません。また、そのような報告をしていません。平成15年6月19日 住所 氏名 以上のことを認めます。住所 保護者氏名」とワープロで書かれており、空欄に生徒Bとその保護者の住所・氏名を記入する様式となっていた(乙第2号証)。

その際、請求人は生徒Bに対し、お前のお父さんならもっといい文章を考えてくれるはずだから、これを出してくれれば、聴き取りのときに体罰はなかったということにできる、できればぜひ書いてほしいと言った。生徒Bは、はい、とうなずいた。

同日、生徒Bは帰宅後、本件確認書を父親に渡し、事情を話した。生徒Bの父親は、すぐに小平五中に電話し、岡崎教頭に、請求人から本件確認書を渡されたことを伝えた。しばらくして、澤川校長から、生徒B宅に電話があったので、生徒Bの父親は、本件確認書の文面を読み上げ、自分は署名する気はないことを伝えた。

その後、請求人から生徒B宅に電話があり、「教育委員会等から呼ばれたら、体罰ではなく、強い指導があったと認識している、と答えてほしい。」と言われたが、生徒Bの父親は、「その気はない。私は思っていることを答える。」と答えた。

(以上、乙第7号証及び第19号証)

カ 市教委による事情聴取

平成15年6月20日、市教委稲葉理事は、小平市役所において、澤川校長、指導主事、教職員係長の立会いの下で、請求人の事情聴取を行ったところ、請求



人は、叩いてはいない、生徒Bのほおを、目を覚ましなさいという程度で、両手で両ほおを触ったなどと述べ、体罰の事実について否認した。

同月29日(日)、稲葉理事は、小平市役所において、生徒Bの父親立会いのもと、生徒Bから事情聴取を行い、概ね上記イで記述したとおり、体罰の事実について確認した。

同月30日、市教委は、同年7月4日に請求人から再度事情聴取を行うため、澤川校長宛てに、請求人の出張を依頼する文書を出した。

同年7月1日、3日及び4日朝、澤川校長は、請求人に対して、事情聴取のために市教委に出張するよう命じたが、請求人は、学校から市教委にどんな報告がされているかわからないのに、聴き取りに応じることはできない、(報告書を)見せてくれるなら応じてもいい、などと述べて、結局、市教委の再度の事情聴取には応じなかった。

同月24日、市教委は、都教委に対し、請求人の服務事故(体罰事故、職務命令違反、信用失墜行為(確認書依頼))について報告した。

(以上、乙第7号証)

キ 都教委による請求人の事情聴取

平成15年8月27日、東京都教育庁人事部佐藤正吉管理主事(以下「佐藤管理主事」という。)は、東京都庁において、澤川校長立会いの下、請求人に対する事情聴取を行った。

その際、請求人は、体罰について、「行っていません。いっさい行っていません。」と全面的に否認し、「両ほほに手を当て、私の方に顔を向けさせて話を聞かせました。」「(生徒Bの)父親は、(生徒Bに)それはたたかれたのではないといい、先生との関係を修復するために、お父さんが私の所に来ました。」などと述べた。

(以上、乙第20号証及び佐藤証人及び澤川証人の証言)

ク 体罰事件及び確認書要求についての新聞報道

平成15年9月3日、産経新聞朝刊で、また、読売新聞、朝日新聞及び東京新聞夕刊で、ソフトテニス大会における体罰事件及び確認書要求の件が一斉に報道された。

上記朝日新聞夕刊の記事は、「東京都小平市の市立中学校3年生の男子生徒(14)が今年5月、部活動の試合の結果をとがめられ、顧問の男性教諭(47)から顔を平手で殴られるなどの体罰を受けていたことが分かった。教諭はその後、生徒側から「体罰はなかった」などとする「確認書」を取ろうとしたという。」などと書かれており、他の3紙の記事も、ほぼ同様の内容であった。

(以上、乙第26号証)

同月10日、澤川校長は、臨時全校保護者会を開催し、上記報道に関する説明を行った（澤川証人の証言）。

ケ 都教委による生徒Bの父親の事情聴取

平成15年9月17日、佐藤管理主事は、小平市役所において、生徒Bの父親の事情聴取を行った。

その際、生徒Bの父親は、生徒Bに対する体罰及び翌5月6日に小平五中に行き請求人と話した内容などについて、詳細に話した。

（以上、乙第19号証）

なお、体罰事件において、都教委が被害者側の事情聴取を行うことは、極めて異例なことであった。

佐藤管理主事は、上記事情聴取の結果、体罰があったとの心証を得て、上記体罰事件のみで処分を検討したが、新聞報道を契機に保護者から様々な声が上がってきているので、まだまだ根が深い問題があるのではと考え、さらに調査を進めることとした。

（以上、佐藤証人の証言）

コ 保護者会からの要望書

平成15年9月24日、PTA役員会代表名で澤川校長宛に、請求人に関する要望書が提出された。

上記要望書の冒頭に、「まず、本校教諭疋田哲也教諭に対して社会人としての常識的かつ適切な処分を、一日も早く通告していただきたいという200件以上の苦情や意見が、私達PTA本部に寄せられていることをご報告致します。そこで、寄せられた苦情や意見、また問題点を以下に列記します。」と書かれ、続いて、「ソフトテニス部の部活動」に関して6項目、「授業中」について11項目、「その他」について7項目、合計24項目の苦情・意見が記載されていた。上記苦情・意見には、上記アで記述した第1理科室における体罰事件や「部活動中に、生徒の体にラケットを投げつけるのは日常茶飯事である」こと、授業中にたびたび市教委、教育長、校長の批判を話していることなどが書かれていた。

さらに、上記要望書の後段に、「要望」として、

- 1 直接被害を受けた生徒と、裏切られた生徒たちの心の回復のことをご配慮いただき、少なくとも、来年平成16年3月までは、疋田教諭を教壇に立たせないでいただきたい。
- 2 一日でも早く、適切な処分通告を発していただきたい。
- 3 生徒を教える資質、指導力に欠ける教員なので、システムにのっとった厳しい研修を課していただきたい。



と書かれていた。

(以上、乙第27号証)

サ 市教委による研修命令

平成15年10月3日、市教委は小平五中校長に対して、請求人に研修受講の職務命令を発するよう、文書による職務命令を発した。同職務命令書には、「平成15年10月6日から平成16年3月31日まで、教育公務員としての資質・能力を高め信用を回復するため、現任校を離れて研修を受けること。研修の詳細については、小平市立小平第五中学校長及び小平市教育委員会の指示に従うこと。」と記載されていた(甲第54号証)。

同日、澤川校長は、上記職務命令に基づいて、請求人に対し、文書により、現任校を離れて研修を受けることを命じる職務命令を発した(甲第55証)。

同月6日より、請求人は、小平五中での勤務を離れ、市教委主催の研修に入った。同研修は、小平市役所会議室、東京都教職員研修センターなど何箇所かの会場を使用し、「人権教育」、「生徒理解」、「服務」など課題ごとに実施され、課題毎の研修終了後、請求人は研修報告書を提出した(甲第27号証及び第28号証)。

市教委は、上記研修について、一般的な資質向上をねらう研修というよりも、このまま教壇に立たせておけない、現場を離れて研修させるという意味合いも含めた研修であると考えていた(稲葉証人の証言)。

シ 請求人による謝罪文提出

平成15年10月8日夜、請求人は、生徒Bの自宅に電話した。生徒Bの保護者は激怒した調子で、「都教委の(請求人に対する)聴き取りの結果を聞いて激怒した。あれじゃ生徒B(本名)がうそを言ったことになる。」、「五中の生徒や親たちに本当のことをちゃんと説明して、公開の場で謝罪しろ。校長にその文を渡さなかったら、刑事告訴するつもりだから、覚悟しろ。」と言った(甲第27号証)。

同月14日朝、研修のために小平市役所に出勤した請求人は、市教委指導主事に、「生徒B(本名)、生徒B(本名)のご両親への謝罪文」(以下「謝罪文」という。)と題した文書を手渡し、同文書を澤川校長に手渡してほしい、校長に読んでもらい、自分が生徒B宅に訪問する許可をもらいたい、それがダメなら、校長から生徒B保護者に手渡してもらいたい、と申し出た。

謝罪文は、ソフトテニス大会での体罰を認め、謝罪するものであったが、体罰を行った理由として、生徒Bが寝不足であったことを挙げ、「試合後の生徒B(本名)の態度には、健康管理が不十分で試合でうまく動けなかったために、これまで組んできたペアに迷惑をかけたことに対して、申し訳がないといった姿勢や配慮が見受けられませんでした。そこで、私はこれを見過ごすことはできないと思

い、このことを生徒B（本名）に自覚してもらうため」などと記載されていた。

同日、同指導主事から謝罪文を預かった稲葉理事は、請求人と面談したが、その際、請求人は、これまで、市教委・都教委の聴き取りに対して自分に甘く証言していた、生徒Bを叩いたことを認める、今後市教委を信頼し、都教委の意向に従う、と申し出た。

（以上、乙第8号証）

後日、澤川校長は、謝罪文を生徒Bの保護者に渡しに行った。謝罪文を読んだ生徒Bの保護者は、謝罪になっていない、と憤慨し、その後、小平警察署に体罰事件の被害届を提出した（澤川証人の証言）。

ス 都教委による請求人に対する再事情聴取

平成15年12月24日、佐藤管理主事は、東京都庁において、ソフトテニス大会での体罰事件に関して、請求人から再び事情聴取を行った。

その際、請求人は、同年8月27日の事情聴取において、体罰を一切否定した発言について、「完全に虚偽です。ただ認識違いをしていました。申し訳なかったと思っています。」と述べ、「認識違い」については、「その当時、体罰を受けた側と話がついていれば、体罰がなかったことになると考えていた。」などと述べた。

（以上、乙第21号証）

なお、請求人は、当委員会の口頭審理において、市教委の研修によって上記「認識違い」に気づいた旨の証言をした。

セ 市教委による都教委に対する処分の内申

平成16年2月3日、市教委は、都教委に対し、請求人の処分について内申した。内申の文書には、「本件サービス事故は、地方公務員法第32条に違反するとともに、同法第33条にも違反するものです。つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条第2項の規定に基づき、同教諭に対し、適正な処分を取られることを内申いたします。」と記載されていた（乙第6号証）。

なお、請求人が研修を受けている途中で、市教委が都教委に処分の内申を行ったことに関し、稲葉理事は、当委員会の口頭審理において、「時間に遅れるということもなく、無断で休むということもなく、支障なく通常の研修をこなしていた。ただ、決められたものをこなすということで、それ以上のものでもそれ以下のものでもなく、一連の問題行動を打ち消すに足る、そういった材料ではない、そういった判断も踏まえまして内申をしたところでございます。」と証言した。

2 争点に対する判断

(1) 教育公務員の適格性欠如について



ア 理科室等への私物持込み

請求人は、理科室等にあった「私物」といわれる物は純然たる私物ではなく、授業に利用する教材等であって、生徒指導上必要不可欠のものであった、また、校長から、撤去について猶予を認めてもらっていたもので、その後、ほとんど撤去し、残った少量物品は、同僚の希望で残したものであり、理科室等への私物持込みは分限事由には当たらないと主張するので、以下に検討する。

別紙私物目録のとおり、請求人が持ち込んだ大量の私物の中には、理科の教材ビデオテープ、性教育関係の書籍類、理科のプリント類、テニス用具など、授業や部活動で使用する物が含まれていることは事実であり、認定事実(2)アのとおり、同校の文化祭で使用したアンプやスピーカー等の音楽機器があったことも推認できる。

しかしながら、ギター等の大量の楽器、おもちゃ、ぬいぐるみ、雑誌など、その他大半の私物は、授業や部活動のための物品とは到底認められず、また、大量の成人雑誌が性教育教材であるとする請求人の主張もにわかには信じがたい。結局のところ、段ボール箱200箱に及ぶ大量の私物は、請求人の個人的趣味に関する物品、あるいは認定事実(2)カのとおり、請求人の整理能力の欠如から放置された物品であると認められる。

仮に、請求人の主張するとおり、そのほとんどが教材等として使用するものであったとしても、理科室における授業に支障が生じるほど大量の物品を放置することが許されないことはいうまでもない。

また、澤川校長は、認定事実(2)イ及びウのとおり、何度となく私物の撤去、整理を指示したにもかかわらず、指示に従わず、本格的に撤去したのは、結局、文書による職務命令が発せられた後の平成16年1月以降であり、校長から猶予されていたとの請求人の主張は事実と相違する。

さらに、認定事実(2)オのとおり、[REDACTED]教諭がアンプ類を残してもらいたいと希望した事実はなく、同僚の希望で一部の物品を残したという請求人の主張も事実と相違する。

以上のように、このような大量の私物を学校施設内に持ち込み、校長による私物の撤去あるいは整理の指示に、長期間にわたって従わなかったことは、公私の区別を守り、上司の指示・命令に従うという、教育公務員としての義務に違反するものといわざるを得ない。

併せて、認定事実(2)イのとおり、請求人は、保護者と名乗る匿名電話による訴えに対し、自らの私物放置について反省するどころか、これはテロだ、テロを防ぐのが管理職の仕事だなどと述べているが、こうした発言は、請求人の社会性及

び責任感の欠如を示すものである。

以上から、請求人の主張には理由がない。

イ 許可を受けない自動車通勤

請求人は、自らの自動車通勤について、同居の父親が病気のため目が離せない状況になり、容態が急変しても駆けつけることが可能な態勢を整える必要に迫られたものであり、規程上「特別の事情」に該当すれば、許可は必要なく、校長に通勤届の変更を届け出ているので、自動車通勤が許されているというべきであり、自動車通勤は分限事由には当たらないと主張するので、以下に検討する。

まず、認定事実(3)アのとおり、服務通知によれば、自動車通勤については、身体障害者等、真にやむを得ない事情がある場合に校長が許可するとされており、校長の許可は不必要であり届出で足りるとする請求人の主張は認められない。

次に、請求人の父親の介護の必要性との関係であるが、認定事実(3)エ及びケのとおり、父親は、平成14年7月及び10月に1人で学校を訪れており、このころは自立生活が可能であったと推測できる。したがって、認定事実(3)エのとおり、澤川校長が市教委と協議した結果、請求人が提出した資料だけでは自動車通勤を認めるに足る「特別な事情」に該当しないと判断し、父親の病状が悪化し自立生活が困難になった事情等が判明する平成15年4月まで、自動車通勤を許可しなかったことに不当性は認められない。

また、請求人は、平成14年4月以降、澤川校長から、繰り返し自動車通勤の是正指導・命令を受けているにもかかわらず、全く従おうとしないばかりか、認定事実(3)オのとおり、澤川校長に暴言を吐いたり、職務命令書の読み上げに対して、耳をふさいで職員室の中を逃げ回ったり、職務命令書を丸めて教頭の胸ポケットに押し込むなどの言動を行っている。また、認定事実(3)コのとおり、駐車場における澤川校長の指導の際に、大声で生徒に呼びかけ、この問題に生徒を巻き込む行動をとっている。

こうした請求人の一連の言動は、社会人としての常識や教育者としての自覚を欠くものである。

以上から、請求人の主張には理由がない。

ウ 体罰並びに被害生徒及び保護者に対する確認書提出依頼

請求人は、平成15年3月1日の第1理科室での生徒Aに対する体罰事件について一部の事実関係を否認しているほかは、体罰の事実関係について概ね認め、研修の成果によって体罰に対する認識を改めたのであるから、分限理由としては消滅している、また、生徒B及びその保護者に対して確認書提出の働きかけを行ったことについては、校長のパワハラをおそれたためであり、研修により反省し



ており、生徒B及びその保護者から宥恕されているので、同様に分限理由としては消滅していると主張する。

まず、第1理科室での体罰事件の事実関係であるが、請求人は、両手に大量のプリントを持っていたので殴ることはできないし、顔を踏みつけたのも一瞬のことであると主張するが、両手を使わずに足払いだけで男子中学生を床に倒すことは事実上困難であること、服務事故報告（乙第9号証）に記載された生徒Aや目撃生徒の証言に具体性があることから、請求人の主張は信用できない。

このときの請求人の体罰は、足払いして倒した生徒の顔を踏みつけるという異常なものであり、被害生徒の人格を著しく傷つける行為であったといえる。

また、ソフトテニス大会における体罰事件については、認定事実(4)ウのとおり、請求人は、被害生徒の父親に対し「殴ったよ、訴えたければ訴えろ」などと発言し、さらに、認定事実(4)ウ及びオのとおり、市教委の事情聴取の前に、被害生徒の父親に対し「教育委員会に呼ばれたが、体罰はなかったと言い通す。」、あるいは「教育委員会に呼ばれたら、体罰ではなく、強い指導があったと認識している、と答えてほしい。」と依頼している。このことから、請求人は、当初から生徒Bに暴力をふるったことを認めており、その行為が体罰に当たることの認識があったものと認められる。

さらに、請求人が謝罪文を提出し、上記体罰を全面的に認めることとなった直接の契機は、認定事実(4)シのとおり、その数日前に、被害生徒保護者から「公開の場で謝罪しろ。校長にその文書を渡さなかったら、刑事告訴するつもりだから、覚悟しろ。」と言われたことにあると考えるのが自然である。

したがって、請求人は、当初から自らの行為を体罰と認識しながら、その事実を隠蔽しようとしていたものと認められ、研修の成果によって体罰と認識するようになったとする請求人の主張は信用できない。

このときの請求人の体罰は、認定事実(4)イのとおり、ソフトテニスの試合に負けた生徒に対して、殴る等の行為を執拗に繰り返したものであり、被害生徒の心を大きく傷つけるものである。

さらに、体罰を隠蔽しようとした行為は、生徒の健全育成を担う教育者として最も重要な誠実さの欠如を示すものといえ、教育公務員としての適格性を欠くものといわざるを得ない。

なお、このころ、澤川校長は、請求人に対し、理科室等における私物撤去の指導・指示を行っているが、それらは校長の監督権限に基づく正当な行為であり、請求人の主張するようなパワハラ行為とは認められない。

以上から、請求人の主張には理由がない。

エ 事情聴取の拒否及び虚偽発言

請求人は、校長の事情聴取に応じなかったのは、校長のパワハラに怯えを抱き、第三者の立会いも拒否されたためであり、事情聴取における虚偽発言は、請求人を処分させようとする校長の行動への恐怖心から、結局言い逃れをしてしまったものであり、分限事由には当たらないと主張するので、以下に検討する。

まず、上記ウで述べたとおり、澤川校長のパワハラ行為があったとは認められない。また、認定事実(4)エのとおり、請求人は、事実確認を求める澤川校長に対して、ICレコーダーを振り回したり、強硬な発言を繰り返しており、校長のパワハラに怯えていたとの主張は信用できない。

さらに、たとえ、どのような事情があったとしても、自らの職務上の行為について真実を述べる義務があるのであるから、請求人の事情聴取の拒否及び虚偽発言を正当化することはできない。

なお、行政手続法第3条により、公務員に対してその職務又は身分に関してされた処分については、告知、聴聞等の規定の適用が除外されているので、校長による事情聴取の際に、第三者の立会いを求める法的権利はない。

以上から、請求人の主張には理由がない。

オ 小 括

地公法第28条第1項第3号にいう「その職に必要な適格性を欠く場合」とは、当該職員の簡単に矯正することができない持続性を有する素質、能力、性格等に基因してその職務の円滑な遂行に支障があり、又は支障を生ずる高度の蓋然性が認められる場合をいうものと解すべきである。この意味における適格性の有無は、当該職員の外部に表れた行動、態度につき、その性質、態様、背景、状況等の諸般の事情に照らして評価すべきことはもちろん、それらの一連の行動、態度については相互に有機的に関連付けて評価すべきである（最高裁昭和48年9月14日第二小法廷判決）。

そこで、請求人の教育公務員としての適格性についてみると、私物撤去や自動車通勤に関して校長から繰り返し行われた指導や職務命令を無視する行為、その際の校長及び教頭に対する暴言や逃げ回る等の行為、体罰を容認するような言動、体罰を隠蔽するための行為、繰り返された虚偽発言等の一連の行動を相互に有機的に関連付けて評価すれば、決して一過性のものではなく、簡単に矯正することのできない持続性を有する素質、性格等に基因して職務の円滑な遂行に支障があるものと認められる。

以上から、請求人が、教育公務員に必要な適格性を欠くとして、本件分限処分



を行った処分者の判断に、違法性・不当性は認められず、請求人の主張に理由はない。

(2) 本件分限処分の違法性について

請求人は、処分説明書に記載された事由の中に、事実の認定に誤りがあるだけでなく、体罰等の事由については、市教委の研修の成果により、処分時点においては、「その職に必要な適格性を欠く場合」には該当していないことは明白であると主張し、さらに、処分者の主張は非違行為に対する応報刑としての懲戒処分の理由付けに他ならず、研修成果による不適格性の有無の判断を全く行わなかった本件処分は、法令を誤って適用したものであり、分限処分の悪用であると主張する。

そこで、分限処分と懲戒処分の関係であるが、分限処分は、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、公務能率を維持することを目的として職員に不利益をもたらす処分であり、職員の非違の責任を追及することを目的とする懲戒処分とは異なるものである。したがって、ある職員について職務命令に従わない等の事実がある場合、法令上の義務違反として懲戒処分の対象となるものであるが、処分者が、その行為が当該職員の性格等に根ざしているものであり、職に必要な適格性を欠くものと判断した場合には、分限処分の対象とすることもできるものと解される。このことを前提に、請求人の主張について以下に検討する。

まず、事実認定の誤りがあるとの主張については、既に上記(1)ウで述べたとおり、生徒Aを殴っていないなどという請求人の主張は認められず、生徒Bに対する体罰についても、当初から自らの行為を体罰と認識しながら、その事実を隠蔽しようとしたものと認められる。

次に、研修の成果により適格性を欠く場合には該当しなくなったとの主張については、同じく上記(1)ウで述べたとおり、生徒Bに対する体罰の事実を認めるに至ったのは、被害生徒保護者からの刑事告訴を含む強い抗議を受けたためと考えるのが自然であり、市教委の研修の成果によって、体罰と認識するようになったとする請求人の主張は信用できない。

さらに、研修成果による不適格性の有無の判断を行わなかったとの主張については、認定事実(4)サのとおり、市教委の研修が、請求人の資質向上という目的だけでなく、請求人を学校現場から外す目的で実施された面も認められるから、認定事実(4)セのとおり、市教委が、請求人の研修態度について、一連の問題行動を打ち消すに足るものではないと判断し、研修の全日程が終了する前に、都教委に処分の内申を行ったことに、違法性又は不当性があるとはいえない。

以上から、処分者が本件分限処分を行ったことに、違法性又は不当性は認められず、請求人の主張には理由がない。

3 結 論

以上のとおりであるから、本件分限処分を違法又は不当とする事由は認められない。
よって、不利益処分についての不服申立てに関する規則第63条第1項第2号の規定により、主文のとおり裁決する。

平成19年1月26日

東京都人事委員会

委員 長 内 田 公 三

委 員 岡 田 良 雄

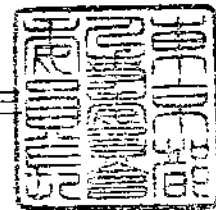
委 員 佐々木 克 巳

上記は正本である

平成19年1月26日

東京都人事委員会

委員 長 内 田 公 三



私物目録

() 内は内容物を示す

場所	位置	内容
第1理科室	北側壁面	ギター2、ステレオ、スピーカー、アンプ6、行事作品、ドラム8、空ダンボール箱5
	東側壁面	アンプ3、コード類3、ドラム5
	西側壁面	ビデオテープ、教材見本、プリント、提出物、空き箱等
第1理科準備室	西側壁面	ギター3
	北側棚前	コード類、マイク2
	中央机	ラジオカセット2、教材見本、プリント、教具等
	机周辺	ビデオテープ、ドラム、テニス用具等、音楽CD、プリント、雑誌、教材等
	薬品庫上	音楽雑誌、テニス雑誌、教材カタログ等
	中央付近	プリント、教材、書籍、コード類等
	暗室	楽器、おもちゃ、プリント、スタンド、シンバル等
第2理科室	北側壁面	ダンボール箱4及びブラケース1(プリント、雑貨、書籍、ビデオテープ等)クリスマスツリー2、ダンボール箱2(教材見本、ビデオテープ、プリント類、映画ビデオ、性教育資料、帽子、教材ビデオ、雑誌、雑貨、文具、おもちゃ等)、本棚2(マンガ、音楽雑誌、ビデオテープ)、帽子
	TV周辺	照明ライト、プリント、教材カタログ等、教材見本、教材カタログ、人形、模型等
	TV台	スピーカー2
	西側壁面	ダンボール83(映画ビデオ、教材ビデオ、前任校関係ビデオ、音楽ビデオ、音楽カセット、書籍、雑誌、雑貨、文具、マンガ等)
	西教具棚	ダンボール7(音楽CD、音楽カセット、音楽ビデオ、プリント等)
第2理科準備室	北側壁面	ダンボール箱約30(折り畳みベンチ、プリント、雑誌、おもちゃ、カセット、雑貨等)、音楽器材、その他未開封ダンボール箱約30、
	東側壁面	本棚7(教材書籍、小説、マンガ、性教育関係書等、教材ビデオ、音楽ビデオ、映画ビデオ、テニス関係等4)
	南側壁面	ダンボール箱約20(おもちゃ、雑貨、写真アルバムマンガ、ぬいぐるみ、CD等)
	西側引戸	未開封ダンボール箱5
	引戸手前	ダンボール箱7(おもちゃ、衣服等)アコーディオン2等
	流し手前	ダンボール箱約20(おもちゃ、雑貨、写真アルバム等)
	机	ダンボール箱約8(教材ビデオ、音楽ビデオ、マンガおもちゃ、ぬいぐるみ、プリント、雑貨、文具等)
	机周辺	ダンボール箱約10(おもちゃ、プリント、雑誌、雑貨、教材等)靴、食べ物かす、買物かご等、かばん、竹行李等
視聴覚室	南側壁面	アンプ、スピーカー5
	北側壁面	アンプ1
屋外	北非常階段口付近*1	スキーブーツ8足
	北校舎裏*2	スキー板9セット、古タイヤ5、板パネル
	体育倉庫*3	マネキン2体
廊下	第1理理科室入口前	標本(骨格標本、にわとり剥製、ふくろう剥製)(骨格標本には剥がれた備品シールの跡に東久留米市の文字が読み取れる)

*1 北校舎第2理科室前廊下に接続する非常階段の2階部分

*2 北校舎第1技術室の北側屋外にある防災倉庫と校舎との隙間

*3 体育館西側に隣接する体育倉庫の内部